



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 26 日 (火)
第 7 9 6 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (89) (森林保全課) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (90) (東部総合事務所県民局) 3
	県営土地改良事業の工事の完了 (91) (八頭総合事務所農林局) 3
	建築基準法による道路の位置の指定 (92) (中部総合事務所生活環境局) 4
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (93・94) (中部総合事務所農林局) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (3) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (指導管理課) 7
	公募型指名競争入札の実施 (集中業務課) 9
	一般競争入札の実施 (6 件) (教育委員会教育環境課) 11
◇ 正 誤	平成19年10月5日付鳥取県告示第842号中訂正 25

告 示

鳥取県告示第 89 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町関金宿字池谷口2141の1から2141の3まで、2141の4（次の図に示す部分に限る。）、2141の5から2141の12まで、2141の15から2141の39まで、2141の41から2141の52まで、2141の54、2141の59、2141の61、2142の1から2142の53まで、2142の55から2142の71まで、2142の76、2142の78、2142の83、2142の90、2142の91、2142の93、2142の94、2142の96、字本堂山2132の1、2133の1、字大黒2247の1、2247の2、2248、2249の1、2249の2、2250の1から2250の3まで、2251から2255まで、2256の1、字沢谷2259の1、2259の2、2260の1から2260の6まで、字東曾谷尻2469の1、2469の2、2472の1から2472の6まで、字東中曾谷2534の1、2537の1、2537の2、2539の1、2539の2、2544から2547まで、2548の1から2548の121まで、2549の2、2549の3、2550から2553まで、字奥曾谷山2623の1から2623の14まで、2624の1、2624の2、2625、2626、2627の1から2627の10まで、字西中曾谷2628の1から2628の29まで、2629、関金町山口字小黒下モ平ラ197の1、197の2、198、199、字小黒上ミノ平ラ200、203、204、字扇谷205、206、字山黒谷289の1、289の2、292、字黒谷西平ラ349の1、350の1、351の1、352の1、字立岩827の1、828の1、829の1、字明ノ目833の1、834の1から834の15まで、835の1、835の2、835の10から835の12まで、835の19、835の23、835の28、字西大河原839の4から839の10まで、839の18、840から844まで、字大河原奥1041、字水上ミ1042から1044まで、1045の1から1045の3まで、字山東大河原1056、1058、字山白水1154の2、1154の3、1154の6から1154の8まで、字山矢櫃1378の2から1378の22まで、1378の26、1387の1、1387の2、1389から1392まで、字山船ヶ谷1507の11から1507の56まで、1507の70から1507の73まで、1507の93から1507の96まで、字山万上奥1879の2から1879の56まで、1879の58から1879の60まで、1879の62、1879の63、1879の65から1879の69まで、1879の78から1879の82まで、字山加例谷1893の3、1893の4、1893の6、1893の7、1893の10、1893の11、字浅井川西1941の4、1941の5、1941の7、1941の8、字浅井本谷1944の2（次の図に示す部分に限る。）、1944の3、1944の11、1944の12、1944の40、1944の41、1944の45、字良源寺1945の5（次の図に示す部分に限る。）、字浅井川東2028の1、2029の3、2030の1、2030の2（次の図に示す部分に限る。）、2030の3から2030の19まで、2030の21から2030の29まで、2030の31、2030の33、2030の36から2030の38まで、2030の51、2030の55、2030の60、2030の62、2031の4、2031の11、字マガ谷2142の1、2142の2、2143の1、2143の2、字浅井の内スガマ2250の2（次の図に示す部分に限る。）、2250の3から2250の5まで、2250の15、2250の16、2250の17から2250の19まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字浅井荒神谷2281の1から2281の3まで、関金町野添字泉谷453の1、453の2

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町関金宿字城山平1369の1、字湯ノ奥1373から1375まで、字小和坂山1899、1901、1906、字イ
ノコ谷2090

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 90 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 4 月 15 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 20 年 2 月 15 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さくらんぼ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

稲村 弘道

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町西二丁目 535

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、福祉サービスを必要とする障害児、障害者に対して、福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 91 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成20年2月26日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業 若桜地区 農業用排水施設、農道整備、暗渠排水	平成19年4月23日

鳥取県告示第92号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成20年2月26日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成20年2月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市葵町725-1 有限会社ツイズ 代表取締役 浜田洋一	東伯郡湯梨浜町大字中興寺字深田311-4	幅員 6.00メートル 延長 44.00メートル

鳥取県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年2月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理事	田 中 春 行	倉吉市関金町明高909-2
理事	田 中 淑 朗	倉吉市関金町明高67-2
理事	笠 原 正 記	倉吉市関金町堀2081
理事	松 田 洋 一	倉吉市関金町堀2897
理事	河 本 一 男	倉吉市関金町今西104
理事	日 野 昇 一	倉吉市関金町泰久寺110-1
理事	小 倉 昭 夫	倉吉市関金町松河原1232
理事	見 崎 幸 尊	倉吉市関金町松河原651
理事	藤 井 重 光	倉吉市関金町大鳥居266
理事	山 崎 正 美	倉吉市関金町安歩843-8
理事	小 川 武 弥	倉吉市関金町関金宿1519
理事	牧 野 清 則	倉吉市関金町郡家553
理事	宍 戸 秀 樹	倉吉市関金町山口449
監事	坂 根 光 男	倉吉市関金町堀3274-8
監事	藤 井 公 男	倉吉市関金町大鳥居802

監 事 鳥 飼 昇 倉吉市関金町関金宿547
平成20年2月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 谷 弘 之	倉吉市関金町明高1468-1
理 事	毛 利 善 亮	倉吉市関金町明高1179
理 事	笠 原 正 記	倉吉市関金町堀2081
理 事	松 下 政 治	倉吉市関金町堀2671
理 事	大 井 保太郎	倉吉市関金町今西1009
理 事	日 野 昇 一	倉吉市関金町泰久寺110-1
理 事	小 倉 昭 夫	倉吉市関金町松河原1232
理 事	見 崎 幸 尊	倉吉市関金町松河原651
理 事	藤 井 重 光	倉吉市関金町大鳥居266
理 事	山 崎 正 美	倉吉市関金町安歩843-8
理 事	森 田 金 雄	倉吉市関金町関金宿1103-5
理 事	牧 野 清 則	倉吉市関金町郡家553
理 事	矢 城 操	倉吉市関金町山口2173-8
監 事	茅 原 拓太良	倉吉市関金町堀1973-1
監 事	藤 井 公 男	倉吉市関金町大鳥居802
監 事	小 谷 智 昭	倉吉市関金町関金宿316

平成20年2月10日就任 任期4年

鳥取県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年2月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事	磯 上 巖	倉吉市国府990-21
理 事	荒 尾 磨	倉吉市服部801
理 事	田 中 敞	倉吉市国府472
理 事	林 一 男	倉吉市下米積420
理 事	太 田 里 美	倉吉市服部440
理 事	田 中 一 重	倉吉市上米積338-10
理 事	前 田 賢	倉吉市大谷544
理 事	澁 谷 史 郎	倉吉市下福田706-108
理 事	太 田 進 博	倉吉市横田355-1
理 事	岸 本 岩 男	倉吉市国分寺124
理 事	飴 山 昌 秀	倉吉市横田422-1
理 事	森 田 勇	北栄町東高尾429
理 事	福 井 幹 人	倉吉市下福田331-1
理 事	清 水 義 徳	倉吉市服部979-32

理 事	藤 井 一 久	倉吉市福光156-3
理 事	吉 田 成 一	倉吉市尾原936-1
監 事	池 田 通 夫	倉吉市下米積609
監 事	福 永 良 雄	倉吉市福光625
監 事	長 田 雅 文	倉吉市国府683-1

平成20年2月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 谷 俊 一	倉吉市下米積411
理 事	長 田 雅 文	倉吉市国府683-1
理 事	田 中 義 博	倉吉市国府989-44
理 事	太 田 里 美	倉吉市服部440
理 事	大 口 豊	北栄町東高尾467
理 事	岸 本 達	倉吉市国分寺236
理 事	田 中 一 重	倉吉市上米積338-10
理 事	田 村 順 一	倉吉市服部833-2
理 事	筏 津 博 文	倉吉市別所118-1
理 事	岩 井 清 憲	倉吉市下福田464
理 事	前 田 賢	倉吉市大谷544
理 事	澁 谷 史 郎	倉吉市下福田706-108
理 事	山 口 克 洋	倉吉市横田647
理 事	太 田 進 博	倉吉市横田355-1
理 事	大 羽 諄 一	倉吉市福光627
理 事	清 水 義 徳	倉吉市服部979-32
監 事	池 田 通 夫	倉吉市下米積609
監 事	長 田 重 博	倉吉市国府459
監 事	伊 藤 研	倉吉市福光256-3

平成20年2月17日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

平成20年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成20年2月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成20年2月27日(水) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 政治資金規正法の一部を改正する法律の公布について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ア 名称

平成 20 年度鳥取県庁舎における宅配便運送業務

イ 数量

数量は、各配達先地区ごとのサイズ別の見込送付数量とし、入札説明書において示すところによる。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 集荷場所及び集荷方法

入札説明書による。

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、各配達先地区ごとのサイズ別の送料単価（小数点以下の記載は不可）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された各配達先地区ごとのサイズ別の送料単価をもって契約金額とし、利用月における各利用所属への送料の請求に当たっては、当該送料単価に当該利用月における当該利用所属の送付数量を乗じて得た額の合計額に当該額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の運送・旅客業に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 3 月 6 日（木）正午までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 25 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 25 日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局指導管理課

電話 0857-26-7436、7430

電子メールアドレス shidoukanri@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 20 年 2 月 26 日 (火) から同年 3 月 5 日 (水) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=78440>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 2 月 26 日 (火) から同年 3 月 5 日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1) の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 25 日 (火) 午後 4 時 (郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県庁第 33 会議室 (鳥取県庁第二庁舎 4 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明するため、入札説明書で示す事前提出物を、4 の (1) の場所に平成 20 年 3 月 14 日 (金) 午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額 (以下「送料見込額」という。) に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出し、又は鳥取県所定の納付書により、入札日の前日までに指定金融機関等に納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として送料見込額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で送料見込額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した調達に係る平成 20 年度予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県庶務業務労働者派遣業務 1,399 人日分

(2) 調達案件の仕様

技術資料作成要領による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課及び総務部職員課

(4) 履行期間

平成 20 年 6 月 2 日から平成 23 年 5 月 31 日まで

2 技術資料の提出ができる者

本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）であって、各自の技術力等を記載した資

料（以下「技術資料」という。）の提出ができるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の人材派遣に登録されている者であること。
なお、入札参加希望者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 3 月 10 日（月）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- (4) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (6) 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができる職員を派遣できる者であること。
 - ア Microsoft Excel
 - イ Microsoft Word 又はジャストシステム一太郎
 - ウ インターネット閲覧用ソフトウェア
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 95 号）第 4 条第 5 号、第 8 号又は第 10 号に掲げる業務に従事した経験を有する職員を派遣できる者であること。
- (8) 7 の（1）の照会窓口にお問い合わせの方法その他県が定める方法以外の方法により、直接的であると間接的であるとを問わず、県の職員に技術資料の記載内容、提案方法等につき、情報の提供その他の援助を求めている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 応募手続等

- (1) 応募及び入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課集中化事務担当

電話 0857-26-7496

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- (3) 技術資料作成要領の交付

平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=77789>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 技術資料の提出

入札参加希望者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(3)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は送付により提出すること。送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に提出すること。

なお、送付による提出は、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

5 技術資料の評価

2に掲げる資格を満たした者から提出された技術資料は、6により無効となるものを除き、庶務業務労働者派遣事業者指名審査委員会において審査・評価等を行い、競争入札参加者を指名する。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

なお、指名しないこととした技術資料の提出者に対しても、その旨及びその理由を書面により通知する。

6 無効となる技術資料

(1) 技術資料の記載欄のうち、会社名欄、代表者の職及び氏名欄又は所在地欄に記載がないものは無効とし、審査の対象としない。代表者印がないものも同様とする。

(2) 技術資料に記載された内容に虚偽があるものは、無効とし、審査の対象としない。

(3) 指名決定後又は契約締結後に技術資料の内容に虚偽があることが明らかになったときは、県は指名を取り消し、又は契約を解除する。

7 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は、4の(1)とする。

(2) 公募に応じて技術資料を提出した者（以下「応募者」という。）は、本件公募に基づく指名競争入札に参加を希望する者とみなす。

(3) 県から技術資料及び添付資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(5) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(6) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(7) 本件調達内容に係る説明会は、行わない。

(8) 提出された技術資料及び添付資料は、応募者に無断で県がその審査及び説明以外の目的にはこれを使用しない。

(9) 2に掲げる資格を満たした応募者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

(10) この公告に示した役務に係る平成 20 年度予算が成立しなかったときは、本件入札を中止する。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立皆生養護学校エレベータ保守点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

米子市上福原七丁目 13-4 鳥取県立皆生養護学校

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備に係るものに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 18 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した案件について、保守、点検、修理その他のアフターサービスを学校の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(5) 平成 17 年度以降に学校等における同等業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立皆生養護学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒683-0004 米子市上福原七丁目 13-4

鳥取県立皆生養護学校

電話 0859-22-6571

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 4 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、(1) の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1) の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 18 日（火）午後 2 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 17 日（月）午後 5 時までとする。）

鳥取県立皆生養護学校 会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 3 月 7 日（金）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合がある。

- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
鳥取県立倉吉養護学校エレベータ保守点検業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 履行場所
倉吉市長坂新町 1231 鳥取県立倉吉養護学校
- (4) 履行期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備に係るものに登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- (3) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 18 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この公告に示した案件について、保守、点検、修理その他のアフターサービスを学校の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (5) 平成 17 年度以降に学校等における同等業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉養護学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒682-0836 倉吉市長坂新町 1231

鳥取県立倉吉養護学校

電話 0858-28-3500

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 20 年 2 月 26 日 (火) から同年 3 月 4 日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 18 日 (火) 午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 17 日 (月) 午後 5 時までとする。)

鳥取県立倉吉養護学校 会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 3 月 7 日 (金) 午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立鳥取^{もつ}学校及び鳥取県立鳥取^{ろう}学校エレベータ保守点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

ア 鳥取市国府町宮下 1265 鳥取県立鳥取^{もつ}学校

イ 鳥取市国府町宮下 1261 鳥取県立鳥取^{ろう}学校

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備に係るものに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入

札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

- （3）平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 19 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）この公告に示した案件について、保守、点検、修理その他のアフターサービスを各学校の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- （5）平成 17 年度以降に学校等における同等業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取^{もろ}盲学校

4 入札手続等

- （1）入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0151 鳥取市国府町宮下 1265

鳥取県立鳥取^{もろ}盲学校

電話 0857-23-5441

- （2）競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- （3）入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 4 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、（1）の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。

- （4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

- （5）入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 19 日（水）午後 2 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 18 日（火）午後 5 時までとする。）

鳥取県立鳥取^{もろ}盲学校 会議室

5 入札者に要求される事項

- （1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （2）この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の（1）の場所に平成 20 年 3 月 7 日（金）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- （1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立鳥取養護学校エレベータ保守点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市江津 260 鳥取県立鳥取養護学校

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備に係るものに登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- (3) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 19 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この公告に示した案件について、保守、点検、修理その他のアフターサービスを学校の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (5) 平成 17 年度以降に学校等における同等業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取養護学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒680-0901 鳥取市江津 260
鳥取県立鳥取養護学校
電話 0857-26-3601
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法
（1）の場所で平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 4 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。
なお、（1）の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。
- (7) 入札及び開札の日時及び場所
平成 20 年 3 月 19 日（水）午後 2 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 18 日（火）午後 5 時までとする。）

鳥取県立鳥取養護学校 応接室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない

ない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成20年3月7日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立白兔養護学校エレベータ保守点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市伏野 1550-1 鳥取県立白兔養護学校

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備に係るものに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 19 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した案件について、保守、点検、修理その他のアフターサービスを学校の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(5) 平成 17 年度以降に学校等における同等業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立白兔養護学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒689-0201 鳥取市伏野 1550-1

鳥取県立白兔養護学校

電話 0857-59-0585

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 4 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、(1) の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1) の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(8) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 19 日（水）午後 2 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 18 日（火）午後 5 時までとする。）

鳥取県立白兔養護学校 応接室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 3 月 7 日（金）午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合がある。

- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
鳥取県立米子養護学校エレベータ保守点検業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 履行場所
米子市蚊屋 343 鳥取県立米子養護学校
- (4) 履行期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備に係るものに登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- (3) 平成 20 年 2 月 26 日（火）から同年 3 月 18 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この公告に示した案件について、保守、点検、修理その他のアフターサービスを学校の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (5) 平成 17 年度以降に学校等における同等業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子養護学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒689-3543 米子市蚊屋 343

鳥取県立米子養護学校

電話 0859-27-3411

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 20 年 2 月 26 日(火)から同年 3 月 4 日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(9) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 18 日(火)午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 17 日(月)午後 5 時までとする。)

鳥取県立米子養護学校 応接室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 3 月 7 日(金)午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成19年10月5日付鳥取県告示第842号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 11

行 上から7

誤 字家ノ貝市412の1

正 字家ノ貝市412の1